

新型コロナウイルス等対策特別措置法に基づく協力要請に応じて いただいた飲食店に対する千葉県感染拡大防止対策協力金（第11弾） の早期給付について（7月12日以降の要請分）

7月12日から8月22日までの期間、営業時間の短縮等の要請にご協力いただき以下の飲食店に対し、協力金の一部の早期給付を行うこととしましたので、お知らせいたします。

1 支給対象

次の要件のいずれも満たすこと。

- (1) 中小企業又は個人事業主等
- (2) 原則として、令和3年7月12日から8月22日までの全期間、要請に御協力いただく県内全域の飲食店（食品衛生法に基づく「飲食店営業」又は「喫茶店営業」の許可を受けていること）
 - ※7月12日から営業時間短縮要請に御協力いただけなかった場合においても、7月16日までに御協力いただいた場合は対象。
- (3) 千葉県感染拡大防止対策協力金の第2弾以降（R3.1.12～）これまで、県の営業時間の短縮等の要請に継続して協力していること。
- (4) 要請期間後の申請を売上高方式で申請する事業者

2 支給額 一律70万円

※残額の申請は、要請期間終了後受付を行います。詳細は別途お知らせいたします。

3 受付期間 令和3年7月19日（月）から8月6日（金）まで

※8月6日までの消印有効

4 申請方法及び提出先

- (1) 提出書類 「早期給付申請書」及び「誓約書」
 - ※申請書及び誓約書の様式は、上記支給対象に該当する方に県から郵送等で送付します。
- (2) 申請方法 郵送又はオンライン ※オンライン申請は、7月19日午後4時から受付開始
[郵送の場合] 〒260-0015 千葉県千葉市中央区富士見2-15-11 IMI 千葉富士見ビル4階
千葉県感染拡大防止対策協力金（第11弾）早期給付事務局宛に郵送してください。
[オンライン申請の場合] <https://www.pref.chiba.lg.jp/keisei/kyouryokukin0719.html>
から申請してください。

5 感染拡大防止対策協力金についての問い合わせ先

千葉県感染拡大防止対策協力金コールセンター

【電話番号】0570-003894

【受付時間】9時から18時まで（土・日・祝含む）